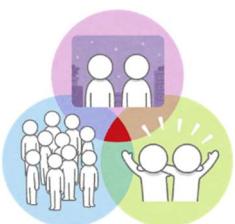


## 今と向き合い 私たちが できること

本来であれば、この6月号は京都市中学校春季総合体育大会の各競技で健闘・活躍する西ノ京中選手団の姿や、当初5月16日～18日に予定されていた3年生の沖縄への修学旅行や2年生のチャレンジ体験、1年生の校外学習などの様子もお伝えしているはずでした。しかし、ご存じのように新型コロナウィルス感染拡大の影響により、様々な行事の中止や延期、あるいは、見直しを余儀なくされ、部活動の大会については、全国大会をはじめ上位の大会はすでに中止の決定が通知されています。



本校の学校行事についても、チャレンジ体験は、企業の休業や時短営業等でまだまだ見通しが立たない中、ご協力いただいている数多くの事業所に改めて別日程で準備を整えていただくことが困難なため中止することになりました。修学旅行については、最終学年での意義ある行事ですので、現在のところ再々度の日程変更、場合によっては、場所変更も念頭に置いて、可能な限り実施できるよう準備を進めています。（今のところ、9月18日～20日に沖縄方面の予定です。）また、その他、体育祭・文化祭・合唱コンクールなどの行事も含めて、授業再開後の様々な条件を考慮の上、一から組み直す必要がありますので、決まり次第別途お知らせいたします。

現在、新規感染者数が減少傾向にあるとはいえ、新型コロナウィルスによって多くの方が亡くなられ、医療現場でも今だクラスターが起きたりする現状の中では、第2波・第3波への懸念も含め、本当に残念なことですが、今後も仕方のない決断であると受け止めいかなくてはならないことが続くかもしれません。また、さらに長引けば長引くほど、生活への不安の高まりなど、社会は新たな「リスク」に直面していくことになります。



そもそも、社会には様々なリスクが存在しており、私たちは生きていく上で自らのリスクを適切に判断し向き合っています。歴史を振り返って、人類はリスクに向かって未知の分野に踏み込み、苦しみながらも文明や科学を進歩させてきた側面があります。先日、専門家会議から「新しい生活様式」というものが提案されました。あれができない、これができないで終わるのではなく、リスクと向き合ってでも私たちは価値あるものを手に入れるために、できることから、あるいは、あらたな視点をもって挑戦しなければならない感じているところです。



そのひとつの例として注目されているのが「オンライン教育」です。日本は、子どもの学力は世界でもトップクラスですが、オンライン教育の普及についてはかなりの遅れをとっていることがわかっていました。そこで、昨年には、小中学生一人1台の端末整備と高速通信網を整備する「GIGA（ギガ）スクール構想」を5年計画で掲げられました。しかし、それらが実現する前に新型コロナウィルスが直撃してしまったのです。この影響で、全国で休校が始まり、教育現場はかつてない状況に陥ったことで、国が「対面でのオンライン指導に取り組んでいるか」の調査をしたところ、それに取り組んでいる自治体はわずか5%でした。京都市でも現在、各家庭にアンケートをお願いして、ICT環境を調査していますが、今後この件は5年を待たずに早めに整備されることになると思います。そうなれば、学校の授業形態も大きく変わることになるかもしれません。

新型コロナウィルスとの戦いはまだまだ長く続きそうです。しかし、いつまでもそのままではいいはずもありません。学校も再開に向けて6月から徐々に動き出します。新型コロナウィルスとの共存を前提として、社会生活を元に戻す発想ばかりでなく、その新しい在り方を考え、実現するチャンスだと前向きにとらえてみてはどうでしょうか。

## 憲法記念日によせて ~ コロナと人の心 ~

5月3日は憲法記念日でした。いつもであれば、春体の表彰を行う全校集会で憲法に関するお話をしているのですが、今年はその機会がないので、ここで少し触れておきます。

実は憲法記念日は、世界各国に存在する祝日のようにです。日本では1947年5月3日に日本国憲法が施行されたため、5月3日が憲法記念日と定められています。



## 【憲法記念日とは…】

内閣府の「国民の祝日に関する法律」の資料によると、憲法記念日は「日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する」と定められています。したがって、憲法記念日には、日本の成長への期待が込められているというわけです。

## 【憲法は法律と何が違うのか…】

法律というと、私たちが守らなくてはいけないもの、そして違反すると処罰されることもあるもの、というイメージがあると思います。憲法は、そのような法律とは違って、私たちの権利・自由を守るためにあるのです。国を治める人たちが、自分勝手な政治を行わないように歯止めをかけているのです。

法律は、国が国民に守ってもらるべきルールを決めたものです。憲法は、国民が国に守ってもらるべきルールを決めたものです。したがって、法律と憲法とでは、向いている方向が逆と考えるとわかりやすいでしょう。

このように、国民が制定した憲法によって国家権力を制限し、人権保障をはかることを「立憲主義」といい、憲法について最も基本的で大切な考え方です。

そして、国民の権利・自由を守るために國に縛りをかけるという役割をもっている憲法が、簡単に変えられてその縛りが緩められてしまうようでは困るので、憲法を変えるには、普通の法律を変えるより厳しい手続が必要とされます。

繰り返して言うと、憲法は、国民のために、国民の権利・自由を国家権力から守るためにあるのです。

## 【日本国憲法の三大原則とは…】

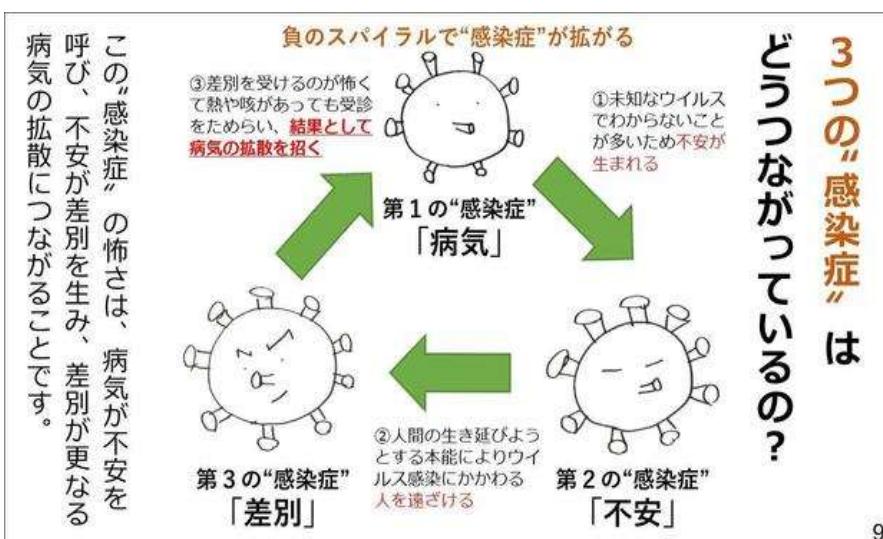
日本国憲法は「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」の3つの柱から成り立っています。

**国民主権**…日本の主役は国民であり、決定権が国民にあるということを定める。

**基本的人権の尊重**…誰もが生まれたときから持っている権利を基本的人権といい、侵すことのできない永久の権利として定める。

**平和主義**…悲惨な歴史を繰り返さないよう世界の平和を願い、戦力は持たず、二度と戦争はしないことを定める。

この三大原則の中で、「基本的人権の尊重」に関わって最近とても気になることがあります。それは、今回のコロナ禍と人の心の問題です。日本赤十字社が「ウイルスの次にやってくるもの」と題したアニメーション動画を流しています。3分ほどのアニメーションで伝えているのは、もしかしたらウイルスより怖いかもしれない「恐怖」の存在です。



マスコミ報道でも、ストレスや不安からくる配慮に欠けた様々な言動の事例が取り上げられていますが、それらを決して許すことのないよう、今一度自分事として意識を高めていく必要があります。

## こんな時だからこそ「朝鑑賞」！～考える力・表現力を伸ばす！～

本校では、昨年度の後期より毎週金曜日の朝、8:25～8:35の10分間で京都市立芸大の学生から借用した様々な絵画作品を見ながら、自分が気付いたこと、考えたことをもとに対話を進める「朝鑑賞」に取り組んできました。絵の見方にこれが絶対といったものはありません。したがって、この取組は正解を求めるものではありません。一人ひとりの目に映るもの、そこから感じる思いや考えを素直に根拠をもって伝え合い、そして聴き合うを通して、他の人の考えを受け入れ、多面的・多角的に捉える力を身に付けていきます。これは、まさに今必要とされる力です。現在は中学校と同様に大学等も休業中で、実物の作品を借用することは難しいのですが、この取組が初めての1年生へのオリエンテーションも兼ねて、ホームページを活用した取組ができるのかと考えています。実施の際はおうちの方も一緒に楽しんでください。

